

令和6年度マイナンバーカード取得促進事業業務委託企画提案募集要領

1 事業目的

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であり、政府の方針として、令和6年秋までに現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することと等が示されている。国、県及び市町村において普及促進の取り組みを進めているところであり、大規模商業施設等において、マイナンバーカード出張申請受付等を実施することにより、マイナンバーカード交付率のさらなる向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

別添「令和6年度マイナンバーカード取得促進事業業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(注)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (5) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者
- (6) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 全ての構成員が上記応募資格(1)～(3)までの要件を満たし、いずれかの構成員が上記応募資格(4)～(5)までの要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

4 委託業者決定までのスケジュール

- (1) 質疑応答
令和6年4月24日（水）17:00 まで
- (2) 企画提案書応募申請書
令和6年4月30日（火）17:00 まで
- (3) 企画提案書等提出期限
令和6年5月8日（水）17:00 まで
- (4) 一次審査（書類審査）
令和6年5月10日（金）
- (5) 二次審査（企画提案プレゼンテーション）
令和6年5月15日（水）予定
- (6) 委託業者決定及び通知
令和6年5月17日（金）予定

5 質疑応答

質問は、質問票【別紙1】により、メールで受け付ける。

- (1) メール送信後は、受信確認を行うこと。
Email : aa017019@pref.okinawa.lg.jp
TEL : 098-866-2134
- (2) 質問事項に対する回答は、市町村課ホームページに掲載する。
- (3) 受付期間 : 令和6年4月24日（水）17:00 まで

6 企画提案応募申請書

企画提案応募申請書【様式1】の提出は、次により書類を郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便で行うこととし、提出期限内に到着するように送付すること。

- (1) 提出期限 : 令和6年4月30日（火）17:00 必着
- (2) 提出場所 : 沖縄県企画部市町村課（県庁7階）
- (3) 部数 : 紙資料1部

7 企画提案書等

- (1) 会社概要【様式2】
 - (2) 類似・関連事業実績書【様式3】
 - (3) 共同企業体協定書【様式4】
 - (4) 誓約書【様式5】
- (注) 共同企業体の場合、構成員ごとに会社概要【様式2】、業務実績【様式3】及び誓約書【様式5】を作成すること。

(5) 企画提案書

企画提案書は原則として、A 4 版縦、左綴り、表紙を除き 25 頁以内とすること。
また、企画提案書の記載にあたっては、イラスト、イメージ図等を使用し、提案内容を容易に説明すること。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次により書類を郵送又は持参することにより受け付ける。
ただし、郵送の場合は書留郵便で行うこととし、提出期限内に到着するように送付すること。

- (1) 提出期限：令和 6 年 5 月 8 日（水）17:00 必着
- (2) 提出場所：沖縄県企画部市町村課（県庁 7 階）
- (3) 部 数：紙資料 8 部

9 企画提案書等の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

沖縄県企画部市町村課において一次審査（書類審査）を行い、主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数社（3 社程度）を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール又は書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、提案内容や経費等について審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、第二次審査の結果については、後日、電子メール又は書面にて通知する。

ア 期日：令和 6 年 5 月 15 日（水）

イ 各事業者の持ち時間は 30 分程度とし、20 分をプレゼンテーション、10 分程度を質疑応答時間とする。提出した提案書により説明を行うこと。

10 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則として A 4 版縦、左綴りとする（ただし、グラフ、表等は必要に応じて A 3 版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい。）。
- (2) プレゼンテーションにおいては、審査員が容易に理解できるよう、図表などを多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、第二次審査を行う業者数が確定後に通知するものとする。

11 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の者と契約締結に向けて協議を行うが、協議が整わなかったときは、改めて次点の者と協議を行うこととする。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (7) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (8) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (9) 支払い条件
業務終了後金額が確定後に精算する。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(参考) 沖縄県財務規則第101条第2項

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき納付が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 問合せ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (県庁 7 階)

沖縄県企画部市町村課行政班 担当 渡名喜

TEL : 098-866-2134

FAX : 098-866-2437

Email : aa017019@pref.okinawa.lg.jp